

喜多方市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条－第9条）

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第10条－第17条）

第4章 参画と協働のための施策（第18条－第21条）

第5章 環境審議会（第22条）

附則

私たちのまち喜多方は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、飯豊連峰の雄大な山並みや雄国山麓等に囲まれ、清らかな水や豊かな自然に恵まれている。私たちは、これらの恵みの中で自然と共生し、先人達の歴史や伝統を誇りとして、その知恵を引き継ぎ、文化を創造してきた。

しかし、人々の暮らしは、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、物質的に豊かで便利になる一方、資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出した結果、身近な環境のみならず、地球環境にまで過大な負荷を与えている。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散を引き起こし、私たちの生活にも大きな影響を及ぼした。

私たちは、資源に限りがあることや、破壊された地球環境を回復することが困難であることを深く認識し、資源の効率的利用や再生可能エネルギーの普及により原子力や化石燃料のエネルギー依存の低減に寄与するなど、社会経済活動や生活様式を見直すとともに、市、事業者及び市民が一体となって、環境の保全及び創造のため行動し、健全で恵み豊かな環境を、子や孫など将来の世代に引き継がなければならない。

私たちは、このような認識の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害を生ずることをいう。
- (4) 事業者 市の区域内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (5) 市民 市の区域内に住所を有し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承できるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。

3 環境の保全等は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 環境の保全等は、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、全ての事業活動及び日常活動において積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全等への意識の啓発に努め、そのための活動を支援するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等の利用に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下、環境の保全等に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減及び自然環境の保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図り、人と自然が共生する良好な環境の確保に努めるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を図るとともに、良好な景観の創造及び快適な居住環境や歴史的文化的な遺産の保全を図ること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、喜多方市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策及び配慮の方針

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、喜多方市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- (年次報告)
- 第9条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策
- (施策の策定に当たっての配慮)
- 第10条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。
- (規制の措置)
- 第11条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- (環境の保全等に関する施設の整備等)
- 第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するなど必要な措置を講ずるものとする。
- (資源の循環的な利用等の促進等)
- 第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、自らが率先して、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進するものとする。
- (放射性物質の環境への影響に係る措置)
- 第14条 市は、放射性物質による環境への影響に対し、必要な調査、測定等を行い、環境の状況を的確に把握し、情報を提供するなど必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、放射性物質の拡散又はそのおそれのある事故等が発生した場合には、市民の安全を確保するため必要な措置を講ずるものとする。
- (調査等の実施)
- 第15条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めるものとする。
- (国及び他の地方公共団体との協力)
- 第16条 市は、環境の保全等に関し広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- (地球環境保全に関する国際協力の推進)
- 第17条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。
- 第4章 参画と協働のための施策
- (情報の収集及び提供)
- 第18条 市は、環境の保全等に関する情報を収集し、市民等への提供に努めるものとする。
- (市民等の意見の反映)
- 第19条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (自発的な活動の促進)
- 第20条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第21条 市は、市民等が環境の保全等について関心と理解を深め、市民等の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第5章 喜多方市環境審議会

(審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、喜多方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に係る基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全等について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体に属する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 第5項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなった時は、その職を失うものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年喜多方市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1 喜多方市安全で安心なまちづくり推進協議会委員の項の次に次のように加える。

喜多方市環境審議会委員	日額 6,000円
-------------	-----------